

会 議 録

会議の名称	令和8年度第1回本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会
開催日時	令和8年8月10日（月） 午前10時00分から 午前11時50分まで
開催場所	本庄市役所6階大会議室
出席者	委員：原 史子 会長、太田 行信 副会長、一柳 大輔 委員、大塚 進 委員、種村 朋文 委員、芦澤 吉一 委員、倉林 宣子 委員、石森 彰 委員、染井 真 委員、小暮 一実 委員、渡辺 ヤス子 委員、手塚 明正 委員 関係者（本庄市地域福祉検討会議委員）：福祉部 茂木部長、保健部 榊田部長、企画課 柳課長、財政課 渡邊課長、市民活動推進課 山田課長補佐（小川課長の代理）、危機管理課 吉岡課長、生活支援課 丸山課長、障害福祉課 塩原課長、高齢者福祉課 内田課長、介護保険課 野本課長、健康推進課 中村課長、子育て支援課 井田課長、こども家庭センター 田畑センター長、保育課 佐々木課長、道路管理課 斉藤課長、道路整備課 山下副参事（村上課長の代理）、都市計画課 堀越課長、営繕住宅課 松井課長、学校教育課 西田課長、生涯学習課 野口課長 事務局：地域福祉課 鳥羽課長、鈴木係長、萩原主任、穂山主事 本庄市社会福祉協議会：内田事務局長、関根次長、千田次長、倉林係長
欠席者	卜部 由美子 委員、蘭部 光一 委員、駒木野 昌代 委員
議 題 （次 第）	1 開会 2 挨拶 3 会長・委員長の選出 4 議題 （1）第3期本庄市地域福祉計画（ふくしの杜ほんじょうプラン21）の進捗管理シート（本庄市）について （2）第3期本庄市地域福祉活動計画（ふくしの杜ほんじょうプラン21）の進捗管理シート（社会福祉法人本庄市社会福祉協議会）について 5 その他

	6 閉会
配 布 資 料	・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 席次表 ・ (資料1) 第3期本庄市地域福祉計画（ふくしの杜ほんじょうプラン21）進捗管理シート（令和7年度実施結果）（令和8年度の取組方針）本庄市 ・ (資料2) 第3期本庄市地域福祉活動計画（ふくしの杜ほんじょうプラン21）進捗管理シート（令和7年度実施結果）（令和8年度の取組方針）社会福祉法人本庄市社会福祉協議会 ・ (資料3) 第3期本庄市地域福祉活動計画 令和7年度指標項目実績一覧表
その他特記事項	
主 管 課	福祉部地域福祉課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
1 開会	
事務局（地域福祉課 鈴木係長）	皆様こんにちは。本日は、大変お忙しいところ「令和8年度第1回本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会」にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。 本日の進行を務めさせていただきます、本庄市福祉部地域福祉課の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 着座にて失礼いたします。 連日災害級の猛暑が続いています。水分補給につきましては、各自、適宜お取りいただくということで、よろしくお願いいたします。 それでは、会議に先立ちまして、ご報告させていただきます。 このたび、委員の交代がありました。本庄市議会から選出されていた栗田委員が、本年2月の本庄市議会議員の任期満了により、委員を退任されたため、新たに、原史子委員の推薦が本庄市議会からあり、委嘱状につきましては、すでに市長から交付をしております。ご紹介します。原史子委員です。 （原委員 ご起立・一礼 着席） ありがとうございました。 次に、「本庄市地域福祉審議会条例第6条第3項」及び「本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第6条第3項」では、「審議会・委員会は、

	委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定しております。 本日は、菌部委員、ト部委員、駒木野委員から、欠席のご連絡を受けておりますが、ただ今ご出席いただいております委員は、全委員15人中12人でございまして、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。 また、「本庄市地域福祉審議会規則第3条」の規定により、本会議の開催について、市のホームページで公表し、傍聴人の定員については、令和6年度第1回の審議会・委員会において決定した定員数10人としてご案内したところ2人の申込みがございました。傍聴者につきましては、手続を行い、入室していただいております。 なお、本日の会議におきましては、会議録作成のため、事務局で録音させていただいておりますことを、ご了承ください。 次に、配布資料の確認をさせていただきます。 本日、机の上に配布させていただいた資料としまして、初めに、本日の「次第」がございまして。次に「委員名簿」、次に「席次表」がございまして。また、事前に郵送させていただきました資料としまして、資料1「第3期本庄市地域福祉計画（ふくしの杜ほんじょうプラン21）進捗管理シート（令和7年度実施結果）（令和8年度の実組方針）本庄市」、資料2として、「第3期本庄市地域福祉活動計画（ふくしの杜ほんじょうプラン21）進捗管理シート（令和7年度実施結果）（令和8年度の実組方針）社会福祉法人本庄市社会福祉協議会」、資料3として、「第3期本庄市地域福祉活動計画 令和7年度指標項目実績一覧表」がございまして。資料の不足等はございませんでしょうか。 （なし） また、本日、「第3期本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画（ふくしの杜ほんじょうプラン21）」の冊子はお持ちでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。 （挙手あり。お忘れの方に、事務局から冊子を渡す。） お渡しした冊子は返却不要です。お持ち帰りください。 ご確認ありがとうございました。 事務局からの報告と配布資料の確認につきましては、以上でございます。
--	---

2 挨拶	
事務局(地域福祉課 鈴木係長)	ここからは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。 次第の2番、挨拶でございます。こちらは、本来であれば、本会の会長から、ご挨拶を頂くところですが、冒頭に申し上げましたとおり、栗田会長は、本年2月の本庄市議会議員の任期満了により、委員を退任されたため、現在、会長が不在という状態でございます。 つきましては、太田副会長からご挨拶を頂きたく存じます。 太田副会長、よろしくお願いいたします。
太田副会長	皆様こんにちは。副会長の太田でございます。 会長不在のため、先日は、職務代理者という立場でご通知を差し上げましたところ、多くの委員の皆様にご出席を頂きまして、誠にありがたく御礼を申し上げます。 会長が選出されるまで、その任務を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、ただ今から、「令和8年度第1回本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会」を開会いたします。 よろしくお願いいたします。
3 会長・委員長の選出	
事務局(地域福祉課 鈴木係長)	太田副会長、ありがとうございました。 続きまして、次第の3番、会長・委員長の選出についてです。先ほど副会長の挨拶にもありましたとおり、現在、当会の会長が不在という状況でございますので、新しい会長・委員長の選出をお願いしたく存じます。 会長の選出につきましては、「本庄市地域福祉審議会条例第5条第1項」において、「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。」と規定されています。 また、審議会の会長につきましては、「本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第5条第1項」の規定に基づきまして、本庄市地域福祉推進委員会の委員長を兼ねていただきます。 なお、会長の選出までは、「同条例第5条第3項」及び「同要綱第5条第3項」の規定に基づき、会長・委員長の職務代理者であります、太田副会長に進行をお願いしたく存じます。 太田副会長、よろしくお願いいたします。
太田副会長	それでは、会長が決まりますまで、会長の職務代理者として、議事の進行を務めさせていただきます。 先程の事務局からの説明にもあったとおり、条例及び要綱により、会長及び委員長は、委員の互選によって定めると規定されておりますが、皆様いかがいたしましょうか。

	(芦澤委員 挙手) 芦澤委員、お願いいたします。
芦澤委員	事務局一任でお願いしたいと思います。
太田副会長	芦澤委員からご発言がありましたが、事務局一任でよろしいでしょうか。 (異議なし) ありがとうございます。 それでは事務局から提案をお願いします。
事務局(地域福祉課 萩原主任)	それでは事務局からですが、前会長は、第5号委員として、市議会から選出されておりました、栗田議員に務めていただいております。そこで、事務局からの提案でございますが、新しい会長につきましても、同じく第5号委員として、市議会から選出されております原委員にお願いできればと考えております。 原委員は、市議会議員として、常に市民の代表の立場から地域課題の解決に尽力されてきました。特定の分野や利害関係にとらわれない中立的な立場から、公平・公正な審議を主導し、本審議会を円滑に運営していただけるものと確信し、会長に推薦いたします。
太田副会長	ただ今、事務局から、原委員を会長に推薦する提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。 ご異議がなければ、皆様、拍手にてご承認を頂きたいと思います。 (拍手) ありがとうございます。 それでは、会長が決まりましたので、私はここで議長代理の職を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局(地域福祉課 鈴木係長)	太田副会長、ありがとうございました。 それでは、原会長、前方の会長席へお願いいたします。 (原会長 会長席へ移動) それではここで、新しく会長に就任されました原会長からご挨拶を頂きたく存じます。 原会長、お願いいたします。

原会長	皆様、改めましてこんにちは。ただ今、皆様からご推挙を頂き、本庄市地域福祉審議会の会長を仰せつかりました、本庄市議会の原史子でございます。 立場が変わり、地域福祉審議会に携われることを大変光栄に存じますと同時に、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。 委員の皆様方におかれましては、日頃、それぞれの立場から、本庄市の地域福祉の推進、そして地域社会の発展のために、多大なるご尽力を頂いておりますことに、心より敬意と感謝を申し上げます。 現在我が国を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の更なる進行や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、複雑かつ多様な課題に直面しております。 ここ本庄市におきましても、高齢者や障害のある方、子育て世帯など、支援を必要とする方々への寄り添った対応や、誰もが孤立することなく安心して暮らせる社会づくりが、ますます重要となっております。 本審議会は、「みんなで支えあう 思いやりのあるまち 本庄～安心と共生のまちづくり～」を基本理念とする、本庄市地域福祉計画の進捗状況の確認や評価及び地域福祉の推進に必要な事項を調査及び審議する大変重要な役割を担っております。 浅学非才ではございますが、副会長をはじめ委員の皆様方、そして行政の皆様方としっかりと手を取り合い、活発な議論を通じて、本庄市の地域福祉の更なる充実に尽力して前に進んでまいります。 委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な知見や現場での貴重なご経験から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。 結びになりますが、本審議会の円滑な運営と、本庄市の地域福祉のより一層の発展、そして、本日ご出席の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、着任の挨拶とさせていただきます。
4 議題	
事務局(地域福祉課 鈴木係長)	原会長、ありがとうございました。 それでは、次第の4、議題に移らせていただきますが、議事の進行につきましては「本庄市地域福祉審議会設置条例第6条第2項」及び「本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第6条第2項」の規定により、会長・委員長が議長となることとなっております。 これからの議事の進行につきましては、原会長にお願いしたく存じます。原会長、よろしくお願いいたします。

原会長	会長が会議の議長を行うということでございますので、これから の議題につきまして、議事の進行をさせていただきます。 審議に当たりましては、慎重かつ効率的に進めさせていただき、 所要時間として、正午までを予定しておりますので、委員の皆様 のご協力をよろしくお願いいたします。 まずは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。「本庄 市地域福祉審議会規則第2条」では「会議は、公開とする。ただし、 公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であっ て、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開 とすることができる。」とされております。 本日の議題は、議題（1）第3期本庄市地域福祉計画（ふくしの杜 ほんじょうプラン21）の進捗管理シート（本庄市）について、議題 （2）第3期本庄市地域福祉活動計画（ふくしの杜ほんじょうプラ ン21）の進捗管理シート（本庄市社会福祉協議会）について、でござ います。 本日、非公開事項に該当する議案がございましたら、ご提案をお 願いいたします。 （提案なし） それでは、本日、非公開とする議案はなしということで進めさせ ていただきます。 早速議事に入らせていただきます。 はじめに、議題（1）第3期本庄市地域福祉計画（ふくしの杜ほん じょうプラン21）の進捗管理シート（本庄市）について、事務局か ら説明をお願いします。
事務局（地域 福祉課 萩 原主任）	（資料に基づき説明）
原会長	ただ今の事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問がござ いましたら、お願いします。 （小暮委員 挙手） 小暮委員、お願いいたします。
小暮委員	まとめていただきまして、ありがとうございます。私全部読む ことができなかったのですが、3点だけ質問させていただきます。 まず、今、説明がありました14ページの「⑤相談窓口の更なる充

実に向けた検討」ですね。前の会議の時に、私発言をしまして、それを受けて4日間やってくださったということで、本当にありがとうございます。良かったと思っています。

ただ、4日間やって、相談件数が4件だった。休日ニーズはないので、アウトリーチの方を検討するということだったのですが、わずか4日ですよ。4日でニーズの確認ができるのかどうかということが1つです。

行政サービス全体の問題として、例えば、休日開庁をやっている自治体であるとか、週に1回延長の開庁をやっている自治体とかが増えているんですね。そういう中で、本庄市は、それをどう考えるのかという問題だと私は思うんですね。

私、成年後見人をやっているとして、成年後見人として支援している方が亡くなって、ある自治体に行かなきゃならないんだけど、平日は行けないと相談をしたら、日曜の午前やっていますということで、日曜の午前中、全ての窓口が開いているんですよ。職員の人数は少ないですけども。そうするとですね、私、市民課に行って、そのあと保険年金課に行って、障害担当課に行って、と手続きが進みますよね。そういうことじゃないかなって気がするんですよ。

それで、市民はですね、相談だけで来庁するわけではないと思うんですね。例えば、税の相談に行く。障害の相談に行く。医療の相談に行く。そこで総合相談窓口を案内されて、相談に行くとかですね。そういう流れで、相談はできるんじゃないかなって気がするんですよ。多くの自治体で、開庁時間の延長とか、休日開庁をやっているという現実と、あと病院でさえですね、土曜日にやっているわけですよ。

それで、行政の姿勢として、休日の開庁とか、あるいは延長の開庁とかをどう考えるかという問題だと思います。4日間やっていたことはありがたいんですけども、それでニーズがないという結論は、いかがなものかなと思います。ニーズというのは、待っているのではなく、掘り起こすものだと思います。それで、ずっとやっているから安心。だから行くということだと思います。私は、ちょっとこの結論は納得できないと思います。

それから20ページですね。「①福祉サービスの充実と包括的な支援体制の構築」。重層的支援体制整備事業のワーキンググループで検討したけれども、支援体制の具体的な検討には至りませんでした。これは、令和6年もそうだったんですね。令和7年もそうなんですよ。何かそのワーキンググループで検討ができないんだったら、では、令和8年の方針として、福祉総合相談窓口を中心とした包括

	的な支援体制について関係各課と協議します。ということなんだけれども、何か後退している気がするんですよね。 福祉総合相談窓口は、確か職員さんが4人だった気がするんですよね。その専門の職員さんと、あと社協からの2人ですか。それでやっているところだと思うんですけども、そこで各課との協議ができるのかという問題。私はですね、重層を令和10年度からするんだったらば、きちんとプロジェクトチームを立ち上げてやるという方法がいいと思っています。これいかなものかなと私は思います。 それから、65ページです。「②小地域における住民主体の福祉活動の組織化の支援」について、重層的支援体制整備事業では、その小地域で、その住民の福祉活動を作るということが、すごく大切だと思っているんですが、組織づくりについて、社会福祉協議会と協議しますということで、これもBだったんですね。今年度の方針は、社会福祉協議会と協議しますということなんだけれども、具体的に、例えば、コミュニティソーシャルワーカーを相談窓口配置をするのではなくて、実際に地域に入れてですね、組織づくりをするとかですね、そういう具体的な方法の方が私は良いと思っています。小地域の住民の福祉活動を組織化していくことが、重層の基本になると私は思っているんで、もう少し違う方法を考えた方がいいと思っています。 以上です。
原会長	ただ今の小暮委員の質疑に対しまして、回答をお願いいたします。
事務局(地域福祉課 鳥羽課長)	本庄市地域福祉課の鳥羽と申します。声が十分に出ないものから、分かりづらい部分がありましたら、遠慮なく委員の皆様から、分かりづらい、もしくは、分からないということをお願いいただければと思いますので、よろしくお願いします。 まず、休日相談窓口の件につきまして説明をしたいと思います。休日相談窓口に関しまして、令和6年につきましては、春に1回、秋に1回の計2回行っております。この際は、来庁者、相談者ともにゼロでした。これは、やはり周知が十分ではなかっただろうということもありまして、今回、1か月間やってみようということで行いました。 それで、周知に関しまして、SNSは当然ですが、やはり紙で見に来庁される、気付くような高齢者や障害者の方もいらっしゃるだろうということで、民生委員さんをはじめ、自治会にもご協力を頂き自治会回覧もさせていただきまして周知を行いました。その結果が、今回皆様の前にご説明として出させていただいた回答になります。ただ、今、小暮委員がおっしゃられたとおり、それだけで十分かと言

	えば、それは十分と確実に言えるかどうかというのは、正直、これはやはり相談をされる方がいるかどうかの部分になるので、難しいところはあるのも事実でございます。 そういった中で、令和10年から実施する、先ほども説明がありましたが、重層的支援体制整備事業におきましては、こちら、本庄市が相談窓口で待っているだけではなく、むしろこちらから出ていくアウトリーチに力を入れるべきではないか。これが、今、本庄市の福祉の中で考えている内容になります。 具体的には、コミュニティソーシャルワーカー4名体制にする予定でございます。この4名が、相談窓口だけではなく、例えば、自治会や民生委員さんから情報が入ったら、即座に現地に出て、アウトリーチがかけられるという体制が、今後の福祉にとっては必要なのではないか。福祉部の中では、今、そういう考えの中で、こういった回答を出させていただいているところでございます。総合相談の質問に関しましては、こちらの回答になります。 続きまして、20ページの体制についてのお話でございますが、先ほど説明したとおり、令和10年から行う重層的支援体制整備事業の中核を担うのは、コミュニティソーシャルワーカーであると考えております。コミュニティソーシャルワーカーは、今、社会福祉協議会との協議の中で、4名体制にする予定でございます。そのために、現在2名の社会福祉協議会の職員が、本庄市役所の総合相談窓口で勤務をしていただき、研修を行っております。来年も同じように2名ずつ来ていただきまして、令和10年から4名のコミュニティソーシャルワーカーが、地域に向けて動き出せる体制を整えるということで、現在取り組んでおりますことをご理解いただければと存じます。 最後に、65ページの小地域における住民主体の福祉活動というご質問でございます。これは小暮委員がおっしゃられるとおり、まさに、コミュニティソーシャルワーカーが地域に出て、必要な課題を地域とともに解決していく。いわゆる地域づくりに向けた支援でございます。この地域づくりに向けた支援につきましても、社会福祉協議会とコミュニティソーシャルワーカーが4名体制になった時点で、地域においての課題、そういったものを掘り起こし、その地域で必要な課題にどう取り組むのかというものを、地域とともに考えていく。そういった地域づくりに向けた支援ができないかという点を協議中でございます。 令和8年度、今年度は、そういった点を中心に、協議を進めているところであることをご理解いただければと思います。
--	--

	地域福祉課からの回答は以上でございます。
原会長	(企画課長 挙手) 企画課長、お願いします。
企画課 柳 課長	企画課の柳と申します。よろしくお願いいたします。 全庁的な窓口業務につきましては、現在、周りの自治体の状況を踏まえまして、今、いろいろな自治体が、窓口の時間の短縮化等を含めて検討していることもございますので、それと合わせまして、今、全庁的にアンケート等を取りまして、検討しているところでございますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。
原会長	(小暮委員 挙手) 小暮委員、お願いします。
小暮委員	14ページの問題ですね。休日開庁であるとか、時間延長であるとか、自治体にとっては大変なことだと思うんですね。人員配置の問題とか、労働時間の問題とかもあると思うんですけども、でもニーズって掘り起こさなければ、出てこないんですね。 例えば、たまたま税の相談に行って、そこで総合相談窓口を紹介される。あるいは生活保護の窓口を紹介される。そこで相談をするということがあると思うんですね。それがニーズを掘り起こしたということだと思うんですね。 確かに、アウトリーチはできると思うんですけども、それはそれとしていいと思うんですね。やればいいと思うんですね。 だけどもう、行政サービスの姿勢として、時間外にサービスをするということは、私は必要だと思います。 例えば、マイナンバーの問題もあると思うんですね。私、マイナンバーの情報の更新があって、情報の更新をしてくださいという通知があって、本庄市に問い合わせをしたら、土曜とか、日曜とかやってないと。だから普通の日の普通の時間に来てくださいと。 例えばですね。免許の更新だって、休日に免許センターに行けば、できるわけですね。休日の免許センターに行くと、たくさんの方が来ているわけですね。ニーズがあるわけですね。 マイナンバーの更新だって一緒だと思うんですね。それが普通の時間じゃないと来られない。時間のある人は、その時間に行けますけれども、基本的には休んでいくわけですね。それで30分で終わっちゃうんですね。30分で終わるのを、わざわざ時間休暇を取るとか、休んでいくとか馬鹿らしいですよ。

	全体の行政サービスの問題として考えた方がいいと私は思います。ただ単に相談窓口で相談に行くというのは、敷居が高いと思うんですね。スティグマがありますから。それで、たまたま行って、別の相談をする中で、相談窓口に案内をされるという方法もあると思うんですね。 ここでやめてしまうのではなくて、その相談窓口の問題だけではなくて、全体的な行政サービスの問題として、ぜひ検討していただきたいと思います。やるか、やらないかだけの問題だと思うんですね。きっと、やるって決めれば、できるんだと思うんですね。それで、できたところで、いろんなニーズが出てくると思います。全体の行政サービスの問題だと思うので、ぜひ地域福祉計画だけの問題ではなくて、行政サービスがどうあるべきかという問題として検討をしていただきたいと思います。 以上です。
原会長	他にご意見、ご質問はございませんか。 (芦澤委員 挙手) 芦澤委員、お願いいたします。
芦澤委員	今回のですね、この評価。非常に素晴らしいですよ。自己評価、これが、Aの数、これだけのことを、各課がいろいろと努力して、こういう成果を上げてきたということなんですけれども、その成果が、一般の我々が考えると、一般住民が、このAという評価に対応するぐらい良かったなあと思っているかどうか、その辺はちょっと分かりませんが、皆さんが、自己評価として、Aという形になったということは、計画を立てたことに対してのPDCAのサイクルがしっかり働いていたのかなと思いました。 そして、評価としてAからB、BからAと変わられたところもあります。私の方で見たところで、AからBが2つで、BからAに変わったのが3つ。違ったら訂正していただきたいと思うんですけれども、こうやって少しずつですね、BからAに努力をしているというところもあります。 その中で、この福祉計画。これを作る時の段階に、重層的な支援というんですかね、このことについて、お話がいろいろ出てきたかなというふうに思いました。それでまた今回出てきて、ちょっとこれは、重層的支援体制のことが、令和10年ですか。それまでに何とかということなんですけれども、もう少しというか、その辺がちょっと私の方では具体的に分からないんですけれども、まずそれを見ると、2

	0 ページのところ、先ほど質問等ありましたけれども、それで具体的な検討に至りませんでした。ですから、何をどういうふうな検討をしたのかっていうのがここに書かれていると、そういうことをして、まだそこまでいかなかったのかなというのが分かってくるかなと思うんですけれども、こういう重層的なものですね、包括的な支援体制ですかね。10 ページを見ると、包括的な支援体制の強化に向けた取組を推進するため、重層的支援体制整備事業の活用についてということで、庁内のワーキンググループで協議しましたとありまして、このところでも、どのような協議をされているのかということが分かると、我々は、ああそうか、そういうところで進めていくんだというのが分かるんですけれど、その中で、それが令和10年に、何とかできればということですが、もう少し本庄市の場合だったら、一気にそこまで行くんじゃないかと、順にしていっていただけたかなと思いました。 私なりに少し考えてきたんですけれども、本庄市の場合、いろいろなことを進めても、まずですね、庁内のワーキンググループ。これをまず充実させていただいて、各部がどのようなことができるのかということをしかりとしていくというか、あとは多機関の支援会議。こういうものを少し検討していただきたい。あとは地域福祉の協議の場というんですかね。地域課題の解決。これらの会議をまず中心に、具体的にはどんなこととしていったらいいかなというので、私なりにまとめたら、まず庁内の相談の窓口の一覧化ですかね。どんな相談はどこで受けているのかというのを、これをしかりと分かるようにしておくといいのかな。先ほど出てきましたけれども、窓口は、本庄市の場合、非常にたくさん課が設けていただいて、たくさんの窓口ができているかなと思うんですね。だけど、その窓口が、実際にどのような内容の窓口なのかというのが、一般の人に分かるというのかなと思いました。 あとですね、複合的課題ですね。事例を、例えば、8050とかヤングケアラーとか生活困窮、障害とか、認知症とか、孤立とか、そういう事例をまず集めていく。こういう取組がまず出てくるかなと思います。 あとは、ケース会議を使った庁内の合同研修。要するに、庁内で合同研修を、こういうことについてやってみる。このケースなら、うちの課はこういうことができるんじゃないかな、いやこうだな、というような形ですね。その課題に対して、どんな取組ができるかを明確にしていっていただくですね。 あとは社協、地域包括、民生委員。こういうところとの連絡方法で
--	--

	すね。また検討会。それでやっていくと、令和10年でなくても、少し重層的な課題解決に向けての取組が進むんじゃないかなと思います。 重層的課題というのは、どういうことかという、私の考えですけれども、要するに、1つの課題を解決するというのなら、包括支援体制で、たぶん本庄市いっぱいやっていますよね。困りごとに対してこうだという形では。でも、重層的なということになると、どういうことかという、世帯ですよ。世帯全体を支援してあげるという考えを持っていけばいいんですよ。世帯1人のことについてやるのではなくて、世帯全体を支援してあげる。その世帯全体を支援してあげるには、何課は何をする、何課は何をする。そういうところが重層的な支援体制の整備になるかなと私は考えていますけれども、その辺で何かありましたらお願いいたします。 以上です。
原会長	事務局お願いいたします。
事務局(地域福祉課 鳥羽課長)	貴重なご意見ありがとうございます。 地域福祉課の鳥羽と申します。 先ほど、芦澤委員からお話がありましたワーキンググループ。令和7年度に行ったワーキンググループは、実際にワーキンググループの回数でいうと4回、先進地の視察まで入れると5回行っております。具体的には、各課が今持っている事業やその内容を、重層的支援体制整備事業になるとどういう予算の形になるのか、そういったことも含めまして、様々な議論をさせていただいておりますが、芦澤委員がおっしゃられたとおり、まだそれは、庁内だけの話なんです。一番大事なのは、これを、先ほどおっしゃられたとおり、外の皆さんと一緒に、一つの形にしていかなければならない。そういった取組を、本年度、来年度の2年をかけて行って、最終的に令和10年から重層的支援体制整備事業を実施していきたいと考えております。 相談窓口だけで言っても、先ほど言ったように、今、本庄市では総合相談窓口があります。何だかよく分からないし、うちの場合どうしたらいいのだろう、何から相談したらいいのだろう。そういった分からないものは、丸ごと、総合相談窓口が、今、お話を受けております。この総合相談窓口に、先ほどお話をさせていただきました、社会福祉協議会から2名が、コミュニティソーシャルワーカーになるべく、職員の研修として入って、今、一緒になって、先ほど芦澤委員がおっしゃられたような、そういう相談体制を作るために、研修を行っております。

	新しい会議をまた作るとかというところ、会議ばかりになってしまうという問題点もあります。そういうところは、様々な関係各課と協議をする中で行っていくのですが、その中心となるのも、コミュニティソーシャルワーカーになってくると思います。今、本庄市が重層事業をやる上で、足りていない部分。これはアウトリーチ。つまり、先ほど芦澤委員がおっしゃられたとおり、家族丸ごと伴走的に支援をするためには、コミュニティソーシャルワーカーがアウトリーチの形で話を聞いた上で、その後にプログラムを作らなくてはなりません。このプログラムを作るなど、関係各課や関係機関が集まる多機関協働の中での、重層的支援体制の会議になってくると思います。そこで決まったプランを中心に、コミュニティソーシャルワーカーが伴走する形で、その家庭の支援をしていく。そういう体制を作ることが、重層的支援体制整備事業になっていくのだと、本庄市は考えております。 今、本庄市が、できていない部分といいますと、先ほど言いましたアウトリーチの部分と、それから多機関協働の部分もまだまだ十分な体制が整っているとは言えておりません。また、例えば8050の問題ですと、特にあるのが、高齢なお年寄りだけではなくて、例えば、50歳を超えてひきこもってしまって、社会に参加できていないようなお子さまをかかえているようなご家庭。そういう場合については、その方を社会に参加させなければ、問題は解決できません。そういう意味では、参加支援と呼ばれる、参加支援を行うようなそういう地域も作っていかなくてはなりません。 それら全てが、重層的支援体制整備事業で行う内容になってきますので、こうした点を、昨年、令和7年は、各課との協議だけでしたが、今年度、来年度にかけては、外の様々な機関の皆様と協議を続けていかなくてはならないと、現在進めているところでございます。 以上が説明になります。
原会長	他にご意見、ご質問はございますか。 (小暮委員 挙手) 小暮委員、お願いいたします。
小暮委員	私、不勉強でよく分からないのですが、そのコミュニティソーシャルワーカーの仕事ですよね。私は、地域づくりと認識をしているんです。実際の支援は、恐らく、それぞれのワーカーがするんだと思うので。 コミュニティソーシャルワーカーは、地域づくりとその地域の要

	望をまとめていくようなものじゃないかなというイメージを持っているんですけども。 その辺り、一柳先生どうなんですか。
一柳委員	はい、一柳です。先ほどから、小暮委員、行政サービスのあり方そもそもその部分に、一石を投じていただくようなご意見を頂いていて非常に勉強になったところです。 コミュニティソーシャルワークについてですが、今、小暮委員がおっしゃったような、地域づくりの部分は、コミュニティソーシャルワーカーの仕事における半分ぐらいのイメージになります。 イメージとしては、コミュニティワークとソーシャルワークを足したような感じです。先ほどおっしゃっていたような地域づくり、地域支援と言われる部分と、あとは個別支援です。 コミュニティワークは地域支援で、ソーシャルワークは個別支援で、両方やるみたいなイメージです。 コミュニティワーク自体は、例えば、皆様のご自宅の隣に、認知症の方で、85歳一人暮らしで、たまに、たばこの消し忘れてぼや騒ぎをしたり、1人で車を運転するのですが、ちょっと車がへこんでいたり、事故があったりと、何か危なっかしいなという方がいたとします。その人の支援について、例えば、隣に住んでいるので、皆さんは、ご厚意で、買物に付き合っただけたりとか、通院に付き合っただけたりとか、できると思うんですね。 ただ、皆さんの町内に同じような方が10名いたとした場合、多分、自分個人では、なかなかその方々全員を支援することは難しいと思うんですね。 そういった時に、要は地域の中に同様の課題が複数あった場合、それがいわゆる地域課題に変わってくるんですね。今まで隣のお家に住んでいる認知症の人1人だったら個別の課題になるのですが、それが複数人になった場合、それが地域課題に変わってくる。そうなった時に、自分1人では支援が難しいので、先ほどおっしゃっていた、地域で調査をして、まず自分の町に10名いるということが分かった時に、自治会とか民生委員さんとか、行政とか、もしくは、そこの町内とか市内にある施設さんとかに、協力を要請して、みんな、その人たちを支えられる仕組みを作っていくような動きで、それがコミュニティワークになります。これが地域づくりですね。 プラスで、ソーシャルワーク。ソーシャルワーカー。その個別の支援をしっかり行って行って、隣にこういう方が住んでいるので、その方の相談に乗る。最初いろいろ相談に乗っていく中で、通院のニーズがあったら、移動支援を行っているサービス事業者につないだ

	りとか、もしくは、総合相談窓口にコミュニティソーシャルワーカーが、その方を連れて行ったりして、実はこういう方が住んでいるので、何か提供できるサービスありませんか、みたいな感じで個別に支援を行っていく。それをダブルで進めていくのはコミュニティソーシャルワーカーになります。 これが比較的新しい概念です。相談に乗るというのはイメージが湧くのですが、地域づくりの動きは、なかなかイメージが難しく、そこは社協さんの専売特許だったりするので、社会福祉協議会の皆さんが、コミュニティソーシャルワーカーを担うべきという、全国的にそういう流れになっていて、多分、本庄市さんも、その流れにのっとってですね、コミュニティソーシャルワーカーを考えているかなと思いますが、まとめると、地域づくりをやるし、個別の相談にも乗るという形になります。 なので、すごく大変なんです。1人では難しかったりするので、今4名という話ですけども、チームですね。何人かで配置をしていく。あとは行政の専門機関の方たちとも、連携が必須になってくるような職種になっています。そんなイメージになります。 以上です。
原会長	他にご意見、ご質問はございませんか。 (種村委員 挙手) 種村委員、お願いいたします。
種村委員	16ページで、「⑧妊娠から子育て期に渡る切れ目のない支援の実施」ということで、聞く話によりますと、今年ですか。本庄と児玉郡ですね、そこから、いわゆる分娩を扱う病院がなくなったということでございますので、これを読むとちょっと違和感で、妊娠から子育て期に渡る切れ目のない支援の実施という形で、基本的な分娩というインフラ自体がなくなってしまったので、もうスタート時点から破綻しているのかなあという気はしております。 計59件についてカンファレンスを開き、なんていう文言が中に入っておりますけれども、本庄地域で分娩を扱うお医者さんが、もう数年前から1軒だということと、それが今回はゼロだということで、要は、1軒になった時点で、かなりの危機感を持たなくてはいいのではないのでしょうか。要は、これは、行政がどうこうという問題になるのか、どうなのか、分からないけれども、少なくとも、この地域にあるインフラの実態を把握して、いわゆる行政サービスを提供しようということであれば、その辺のところの危機感というのはなかった

	のかなあという気がいたします。 少なくとも令和6年度にA評価になっていますので、今年は令和8年度だから、これは分娩の、要するに、本庄と児玉郡では、こどもは生まれないうことです。要は、そういうことですので、この辺は、今までどのような形で手当をしていたのか。また、今後の見通しとしてはいかがなのか。という部分がちょっと気になりましたので、お聞きしたいと思います。
原会長	ただ今の種村委員の質問に対しまして、回答をお願いいたします。
こども家庭センター 田畑センター長	ご質問ありがとうございます。こども家庭センター長の田畑と申します。よろしくお願いいたします。 先ほどの種村委員からのご質問ですが、令和8年3月31日をもって本庄市内の分娩施設が分娩終了となったのは事実でございます。本庄市内の分娩施設が1つだったという事実は、かなり前からあったと思います。 大変残念なことです。私も、こども家庭センターに異動してきて、その現状を聞いた時に、すごく危機感を感じました。 その一方で、分娩終了になって、市内の産科で、セミオープンシステムと言う制度を導入し、普段からの妊婦さんの健康診査は、地域の産科で実施します。そして、妊娠後期になって、いよいよ分娩・出産となりましたら、分娩を受け入れてくれる先生にカルテを共有して引継ぎをするシステムを導入し、分娩や緊急時に備えてくれています。妊婦さんの便宜が図られる地域医療です。 地域の産科が、全国的にも減っていきます。地域の産科がなくなって、遠くまで受診に行くのではなくて、地域の先生方が地域の人のために、負担を最低限にしてつないでいきます。無事に出産が終わったら、また地域で産婦健診や1か月健診を受け入れる流れで対応していただいている先生が、本庄市内に2軒ございます。全国的に産科がどんどん減っていく傾向にありますし、本庄市と同じような地域もあると思います。 地域医療と高度医療や専門医療の両立というところを考えますと、分娩施設がなくなったというところだけに注目するのではなくて、今後は、セミオープンシステムで、地域の産科、普段からの健やかな部分はきちんと見てくれる先生がいることを周知していくことも必要と考えています。妊娠の届出等がありますと、通いやすい分娩施設があり、あなたのお住まいから、どのくらいの距離があります。と分娩施設の紹介をさせていただいたり、市内の先生のお話をさせてもらったりしています。インフラは少し残念な結果ではあるのですが、どういうふうに医療機関や支援機関を活用していったら、

	より健やかに過ごしていただけるかという相談を受けさせていただきます。 その中で、お金がないとか、こういうことに困っていますと相談があれば、その内容を具体的に聞きまして、経済的なことであれば生活支援課の困窮の担当につなぐこともありますし、妊娠のことではなくて、家族の相談があれば、その関係課におつなぎしたりして、一緒に話を聞きながら、どんなふうに進めていこうかというようにご支援させていただいております。 お答えになってないかもしれないのですが、こんなところで、いかがでしょうか。
原会長	種村委員いかがでしょうか。
種村委員	はい。こちらも質問になっていない中、ありがとうございます。
原会長	他にご意見、ご質問はございませんか。 (なし) 他にご意見、ご質問がないようでしたら、本件については以上とさせていただきます。 続いて議題(2)第3期本庄市地域福祉活動計画(ふくしの杜ほんじょうプラン21)の進捗管理シート(本庄市社会福祉協議会)について、事務局から説明をお願いします。
事務局(社会福祉協議会 関根次長)	(資料に基づき説明)
原会長	ただ今の事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。 (小暮委員 挙手) 小暮委員、お願いいたします。
小暮委員	まとめていただいてありがとうございます。社協の活動で、私が理解をしているのは、まずは、地域づくりのお手伝いをする事なのかなと、ずっと理解をしてきたのですが、地域づくりと個別支援だということだと思っんですね。その中で、重層を考えていくと、いかに地域を活性化するか、地域住民主体での地域の活動をいかに作っていくか、ということが、社協の活動の一つと思っているんですね。特にコミュニティソーシャルワーカーの活動が大切だと思っ

ているんです。

そこで11ページですけれども、「⑤コミュニティソーシャルワークの推進」ということで、コミュニティソーシャルワーカーを採用して、先ほど市の話とも関係をするんですけれども、その人たちを、総合相談支援の業務に2人派遣をしていて、その中で人材育成に努めるというふうなことなのですが、その総合相談をすることとですね、地域での、地域づくりと地域の支援ですよね。個別支援につながるということが、どうも私はですね、理解できない。地域で、コミュニティソーシャルワーカーを育成していくのであるならば、地域に関わってですね、実際に令和10年度から、コミュニティソーシャルワーカーが本格稼働をするということですが、それに向けて、そこで活動をして、相談活動をしながら、能力を高めていくということでしょうけれども、何かちょっと違うような気がするんですよね。実際に地域に居てですね、地域づくりと個別支援の活動をした方が私はいいと思います。総合相談は別の人がやってもいいような気がするんですけれども、それが1つですね。

それと37ページですね。「④地域別小地域福祉活動の推進」です。この小地域の福祉活動の推進と、同ページ下にあります、「⑤住民主体の支え合い活動の推進」。私、これはすごく大切だというふうに思っているんですね。

地域の自治会の活動ですね。私も地域の自治会で、評議員をやっているんですけれども、実際、自治会活動がすごく小さくなってきているんですね。例えば、ごみ拾いの運動であるとか、あるいは草刈りの運動であるとか、それらもすごく大切で、それを批判するわけではないんですけれども、もっと違う活動をした方がいいなと思っているんですね。もっと違うというか、それに加えてですね、地域を作っていくような活動をしていった方がいいなと思っています。

小地域の活動とか、住民主体の支え合い活動を作っていくこと。地域が解体されていて、人間関係が少なくなっていて、支え合い活動がない中で、重層的支援活動整備事業というのは、地域の支え合いを作っていこうということだと思いうんですね。

そんな中で、社協の活動は、すごく大切だと私は思っているんです。その中で、コミュニティソーシャルワーカーの活動はすごく大切だなと思っているんですね。それが、せっかく2人いるのに、総合相談窓口での相談活動をするというのが、私には理解できないですね。実際に地域で活動した方がいいような気がするんですね。せっかく2人いて、その人たちが総合相談だけではなくて、地域に出ていってですね、地域づくりであるとか、地域の個別支援であるとか、

	そういう体制を作った方がいいと私は思います。 以上です。
原会長	事務局お願いいたします
事務局(社会福祉協議会 関根次長)	はい。ご意見、ご質問いただきましてありがとうございます。 まず1点目ですね。コミュニティソーシャルワークの推進の部分で、今現在、職員2名を、市役所の福祉総合相談窓口に派遣をして、そこで研修を行っているといった説明をさせていただいたことに対しての、ご意見ということで頂戴いたしました。ありがとうございます。 確かに委員がおっしゃるとおり、窓口で相談対応するだけでは、それがコミュニティソーシャルワーク力の向上につながるのかといった趣旨のご質問だと思いますけれども、おっしゃるとおりの部分があるかと思います。 ただ一方で、一柳委員からご説明いただきましたが、コミュニティワークとソーシャルワーク。これを一体的に行う職種、専門職ということで、比較的新しい形態の動きをする職員ということで、今、その設置に向けて、様々な経験を積ませていただいている段階と考えております。 社会福祉協議会といたしましては、長年、地域のサロン活動の支援ですとか、様々な団体、ボランティアグループの支援ですとか、そういったところを通じて、コミュニティワークに関しての経験は、実績を積ませていただけてきたところでございます。近年の相談窓口の相談員なども引き受けさせていただくことによって、相談能力の向上にも努めているところでございます。それらをトータルにこれから行う必要があるということで、今現在は、福祉の総合相談窓口で、市の職員の立場ということで配置をさせていただいて研修を積ませていただいているのですが、その職員も、相談を受けるだけではなくて、地域に出ていきながら、様々な団体、機関の方々と関係を作るといった取組も行っております。 なので、将来、コミュニティソーシャルワーカーとして、正式に配置されるに当たっては、今、研修を行っている経験も十分に活かせるものと考えております。相談対応力の向上と、それからコミュニティづくり、そういったところをセットで行っていく部分におきましては、社協がこれまで行ってきたことを、さらに推進していくという必要があると考えておりますので、そういった部分を含めまして、今現在の研修というところでございます。 なお、委員からいただいたご意見も参考にさせていただきながら、将来、しっかりとコミュニティソーシャルワーカーとして活躍でき

	るように人材育成にも努めてまいりたいと考えております。 続きまして２点目ですね。３７ページにお示しをさせていただきました「④地域別小地域福祉活動の推進」の部分でございます。こちら、３７ページの上の部分の小地域福祉活動という名称を使っておりますが、下の部分におきましては、「⑤住民主体の支え合い活動」ということで、この２点について、ご意見いただいたところでございます。 こちら、上の、まず④の部分ですが、概要としましては、「小学校校区等の小地域ごとに、地域活動を推進するための組織づくりに取り組めます。」とさせていただいておりますが、今現在、令和７年度の実行方針のところで記載のとおり、本庄市社協は、市内４圏域の第２層生活支援コーディネーターのうちの１圏域を受託させていただいて、また、市全域を担当させていただく、第１層の生活支援コーディネーターの業務を受託させていただいております。この生活支援コーディネーターの取組によって、これは介護保険事業に基づきます、高齢者の方々をまず優先的に考えていく、生活支援体制整備の強化といったところでございますけれども、こういった中で、様々、地域のサロン活動の拡充であるとか、またラジオ体操ということで表記しておりますが、新たな集いの場づくりですとか、そういったところにも取り組ませていただいているところでございまして、それらを軸に、またさらにサロン活動の中でも、地域の中で、担い手の確保の問題ですとか、参加者の固定化の問題ですとか、様々なご意見を頂戴しているところでございますので、そういったサロン活動が、今後も活発に活動できるようにどうしたらいいか、その辺りを、地域の皆様とともに考えていきたいと考えております。 ただこれは、あくまでも、住民主体の活動ということになりますので、地域の皆様の状況をお聞きしながら、一緒に考えながら、さらなる推進に努めていければと考えているところでございます。 またその中で、地域の様々な生活課題に対する対応も、どのようにしていくべきか、その辺りも考えていければということで、このページの下段にございます、住民主体の支え合い活動といったところにおきましては、自治会ごとに活動していただいているところが多くございまして、その中で、地域の中で様々な課題解決に取り組んでいただいているところでございますが、こういった仕組みを、さらに多くの地域に広めていきながら、あるいは自治会といった組織、そういった組織をベースにしながらも、さらに広いエリアでの取組にも広げていけたらと思うところでございます。 こちら両取組とも、第２層生活支援コーディネーターという記
--	---

	載をさせていただいておりますが、今後、コミュニティソーシャルワーカーが配置された際には、この２層の生活支援コーディネーターの皆様とも連携しながら、地域力強化のために支援力の方も強化できたらと考えておりますので、その辺り、また引き続き、皆様からご意見を頂戴できればと考えております。 回答となっているか不安な部分はあると思いますが、以上とさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。
原会長	(地域福祉課長 挙手) 地域福祉課長、お願いします。
事務局(地域福祉課 鳥羽課長)	活動計画に対するご質問でしたので、簡単に、追加で説明をさせていただきます。今、コミュニティソーシャルワーカーの２名、本庄市にきています。研修という形で来ていただいておりますが、なぜ総合相談窓口なのかというところについて、説明をさせていただきたいと思います。 先ほど関根次長からも説明がありましたが、コミュニティソーシャルワーカーには、やはり小暮委員もおっしゃられるとおり、かなり人間力の部分、地域をつなげるような、そういう部分も求められます。もちろん、コミュニティソーシャルワーカーが課題に対して、こういうプログラムで支援を行った方がいいのではないかな。そういう検討が行われた中で、例えば、支援をしていく上では、行政機関の様々な機関、外の様々な協力団体の皆さんと連携をとらなくてはならない。そういう上では、まず市役所の中で、どの課の誰に相談をすれば、その支援がいち早く行えるのか。そのためには市の職員との顔をつなぐような、そういう体制も必要になってきます。そのために、今現在、総合相談窓口において、社会福祉協議会の職員の皆さんが、コミュニティソーシャルワーカーの研修として、市の様々な課の職員とつながるよう動いております。そういう面の研修という意味で、総合相談窓口にいるということもご理解いただければと思います。 その上で、先ほど小暮委員からご提案がありまして、地域づくりに向けた、そういった活動が重要だということは、市でも十分認識しており、今後、市役所内部だけではなく、外の団体とも連携がとれるような、そういった動きの中で、コミュニティソーシャルワーカーの皆さんにも、活躍していただくように体制を整えていきたいと考えておりますので、ご理解を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。
原会長	他にご意見、ご質問はございませんか。

	(芦澤委員 挙手) 芦澤委員、お願いいたします。
芦澤委員	災害の方のところで、41ページのところですけれど、熊本の例を見ると、各市、あとは社協さんが、非常に苦労している様子で、災害ボランティアを募集しようにも、町内が全部被災者で、ボランティアに来る人がいないというような状態。 あらゆる想定を考えていかななくてはいけないのでしょうか、ボランティアの訓練等を実施するというか、実際に具体的な訓練をしないと、なかなかこれ実際に起きた時に、シミュレーションしているだけだと、ちょっと私はいけないかなと思うんですね。 41ページのところ、取組方針には、「訓練等を開催し、研修等に積極的に参加します。」ということで、研修も必要でしょうけれど、実際に取り組んでみて、具体的な訓練をしてみて、そこから何が生まれてくるか。いろいろなものが出てくるかなと思うので、そういうところにも、一歩踏み込んでいただければと思うんですね。 市の方では、市民活動推進課さんとか、危機管理課さんでも、この辺のところは、社協さんと協力しながら取り組んで、支援体制の確認を行いました、ということが出てくるんですけども、この辺が、どのような内容で、どういうふうに確認されているのかということをしかりとおかないと、文章だけで確認しましたということだけだと、全然動きが取れないと思うんですね。 ですから、そういう点で、本庄市は安全なまちだということで、一種の安全神話はありますけれども、今どこで、いつどこで、何が起こるか分からない。特に、ちょっと私、山の方で興味があったんですけど、今、200人、300人が閉じ込められていますね。ですから、そういうふうな土石流など、それらは、いつどこで、何が起こるか分からないようなことで、本庄市に、例えばこういうような災害が起きた後は、こういうようなことが起きたということで、ある程度こう考えのもとに実際に行動をとってみる。やはり、私は、訓練は必要だと思うんですね。ですから、そういう実際の訓練をしていただければと思います。 評価的にはA、Aという形で来ていますけれども、その辺が私自身も分からないんですけれども、地域とのつながり、今の地域、先ほどもありましたけれど、本当に地域が希薄化していますよね。こういう中で、実際に何か起こったら、本当に隣組で助け合わなければどうしようもないんですけれども、そういうようなところで、地域

	の希薄化、そういうことが非常に出てくる。行事もほとんどもう少なくなってくる。人のつながりがなくなる。そういう中で、実際に何か起きた時に、どのくらい地域が助け合えるのかなというのを考えると、実際に恐ろしく、冷や汗が出てくるような感じですがけれども、そういう中で、広域な災害があった時に、行政の方だけでは、多分手が回らないと思います。ですから、そういう面において、行政と地域が一体化した防災体制というのをしっかり作っていかないといけないのかなと思います。 それでやはり、地域を巻き込んだ取組ですね。そういうものをしていかななくてはいけないということだと思います。そうしたら、地域では、どういうふうにしていこうとか、また話合いも出てくるでしょうけれども、そういうところで、これをもう一度、実際にシミュレーションしていただいて、本庄市に大きな災害が起きた時に、今の体制で大丈夫なのかどうか。または、こういう点を今後検討するので、地域の方では、何かこうしていかななくてはならないとか、何かその目標とか、何かあるのでしょうか。今、課題として、この辺を改善しなくてはいけないというのが、もしあれば、我々に言っていただければ、地域で我々が活動していく目安になるかなと思うんです。 よろしくお願いいたします。
原会長	それでは、関根次長よろしくお願いいたします。
事務局(社会福祉協議会 関根次長)	ただ今、芦澤委員からご質問、ご意見いただきまして、ありがとうございます。 この資料2の41ページの部分でございますが、こちら「①災害ボランティアセンター運営訓練の実施」といったところを掲げております。災害対策におきましては、社会福祉協議会では、この災害ボランティアセンターの設置というところが、1つの大きなテーマとなるところでございますが、こちらに関連いたしまして、次の42ページにある「②災害ボランティアの養成」。それから「③災害時の相談支援体制の確立」。この辺りをパッケージで、社協としては、考え方として捉えさせていただいているところでございます。 先ほどお話にもございましたが、先だつての熊本地震もございまして、今、被災地では、大変な状況ということで、被災地の社協職員も、災害ボランティアセンターを設置して、ボランティアの皆様のコーディネート業務に日々取り組んでいるところでございます。 まず1点目の41ページの災害ボランティアセンター運営訓練につきまして、この訓練は定期的開催しております。こちらが、3年に1度、訓練を定期的開催しているところでございます。前回は令和5年度に開催いたしまして、この令和8年度は、実は8月、今月

開催予定で、29日の土曜日に開催する予定でございます。こちらは、市とも連携をしながら、訓練に向けて、今、準備を進めさせていただいているところでございます。

また、この災害支援に当たりましては、広域的なネットワークの活用も視野に入れさせていただいているところでございまして、本庄市と社協とで協定を結ばせていただいているほか、児玉郡市内の社協同士、それから青年会議所さんと合同で協定を結ばせていただいているところです。また県社協ともそれぞれ支援協定を結んでおりまして、他の地域で大規模災害が発生した時に、本庄市社協の職員も派遣をさせていただくこともございます。なので、本庄市社協では、関東近郊で起きた大規模災害におきましては、職員の派遣をさせていただいたといった経緯がございます。また、能登ですとか、熊本などでも、今後、派遣要請が来る可能性もございますので、その辺りにつきましては、状況を見ながら、できる限り派遣をしながら経験を積んでいきたいと考えております。そういった相互に支援をし合いながら、また、その災害対応力を本庄市社協だけではなくて、他の社協のボランティアセンターの運営などを通じながら、それぞれが、この支援力を高めていくといったところで、現在は相互支援をしながら、その強化に努めさせていただいているところでございます。

また、災害ボランティアの養成につきましては、日頃通常のボランティアセンターの運営の中で、ボランティア登録、皆様、日々のボランティア活動ということでご登録を頂いているところでございますが、その方々の中から、災害時にも活動していただけるかどうかについても聞き取りをさせていただいて、徐々に人数も増えているところでございます。

また、3点目の災害時の相談支援体制。こちらにつきましては、いざというときに備えての準備といったところでございますけれども、市とも定期的に協議を行わせていただいているところでございます。それで、いざ災害が発生した際にどう対応していくかといったところですが、委員がおっしゃったように、被害想定をある程度明確にしながら準備を進めていくという部分も大事かと考えておりますので、本庄市内では、過去に、洪水によって避難所が開設され、被害を受けた世帯が発生したケースもございますので、洪水、それから地震災害、それから土砂災害、そういったところを想定しながら準備を進めていきたいと考えているところでございます。

市民の皆様をお願いしたいことといたしましては、こういった災害ボランティアとして活躍したいと、そういった方がいらっしゃる

	ましたら、ぜひご紹介を頂きながら、この災害ボランティアの人数増強に努めてまいりたいと考えておりますし、また、いざ災害が発生した際には、地域で被災して困っている方が多数いらっしゃる状況になると思います。そういった方々には、災害ボランティアセンターとして、お困りのことがないかどうかというのを情報発信して、ニーズの受付などをさせていただくのですが、どうしても、やはり遠慮して声を上げられない方も地域にはいらっしゃるという状況が、各地でございますので、特に芦澤委員は民生委員さんでいらっしゃいますし、自治会の皆様もいらっしゃいます。また地域の団体を代表してこの審議会に参加をしていただいている方々もいらっしゃいますので、そういった地元の団体、それからグループの中でも、そういった、いざ災害が起きた時には、この社協の災害ボランティアセンターを頼っていいよといった、そういった発信などでも、ご協力を頂けたらありがたいなと考えております。 回答は以上とさせていただきます。
原会長	他にご意見、ご質問はございませんか。 (なし) 他にご意見、ご質問がないようでしたら、本日の議題については、以上とさせていただきます。 事務局から何かございますか。
事務局(地域福祉課 萩原主任)	委員の皆様、本日は、慎重なご審議ありがとうございました。本日皆様からいただきましたご意見を参考にいたしまして、修正案ができましたら、原会長と協議の上、本計画の進捗管理シートを確定とさせていただきます、「本庄市地域福祉審議会規則第5条」の規定により、市のホームページで公表したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
原会長	事務局から提案を頂きましたが、この提案に対して、何かご意見はありますか。 (意見なし) ご意見がないようでしたら、この後は、事務局と私とで協議させていただきます。 それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。 議事進行へのご協力と熱心なご審議に感謝申し上げます。

事務局(地域福祉課 鈴木係長)	皆様、大変ありがとうございました。また、議長を務めていただきました原会長に御礼申し上げます。 ありがとうございました。
5 その他	
事務局(地域福祉課 鈴木係長)	続きまして、次第の5番、その他でございますが、今後の予定等について事務局から連絡がございます。 事務局、お願いいたします。
事務局(地域福祉課 萩原主任)	事務局からの連絡です。 まずは、本日の会議の会議録につきまして、後日、委員の皆様へ会議録の案を郵送させていただきます。お手数ですが、お手元に届きましたら、内容をご確認いただき、記載内容に修正等がございましたら、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。 次に、皆様の任期でございますが、令和6年11月に開催しました「令和6年度第1回本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会」で委嘱させていただき、本年の11月10日をもちまして任期の2年が満了となります。あらためまして、次期委員につきましては、一般公募のご案内、各団体からのご推薦のご依頼をさせていただきます。 最後に、先ほどもお話ししました、令和6年11月に開催しました審議会・委員会の中で、本庄市長・社協会長から諮問されました「本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画の進行管理について」。こちらに対しまして、審議会・推進委員会として答申をしていただきます。この答申書につきましては、事務局で素案を作成し、これを皆様に郵送いたしますので、ご確認いただきたいと考えております。ご確認いただいた皆様のご意見等を踏まえ、原会長と協議の上、答申書の内容を決定させていただきます。皆様の任期満了前の11月上旬には、本庄市長・社協会長へ答申書の提出をさせていただきますと考えております。 事務局からは以上でございます。
事務局(地域福祉課 鈴木係長)	事務局からの連絡に対して何か質問はありますか。 (質問なし)
6 閉会	
事務局(地域福祉課 鈴木係長)	それでは、閉会にあたりまして、原会長から、ご挨拶を頂きたく存じます。 原会長、お願いいたします。
原会長	皆様、本日は暑い中、ご参集いただきましてありがとうございます。

	した。また、審議会におきましても、大変熱心なご意見を多数頂きましたことに心から感謝いたします。 これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。
事務局(地域福祉課 鈴木係長)	原会長ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日は、どうもありがとうございました。

会長署名 原 史子